

調整結果報告第4号

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第11号】

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	特別職の身分の取扱い
調 整 の 内 容	2. 特別職の報酬等については、合併時までに調整する。
調整の具体的内容	5. 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

特別職報酬の整備方針について（案）

特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。

（平成 15 年 12 月 25 日 第 4 回協議会で確認）

上記のとおり調整の具体的内容が確認されており、これに基づき、新町の特別職の報酬等の取扱いについて整備するものとする。

先進地の事例等では、合併構成町のいずれかの町に設定する事例が多い。3 町合併すれば、約 28,000 人の県内では最も多い町となるが、最近の厳しい財政状況を考え、報酬の設定にあたっては、次のことを考慮し設定する。

1. 報酬は原則として、3 町の平均額で設定することとする。
2. 合併後の類似団体の報酬額と極端な差異が生じた場合は調整することとする。

1. 職務執行者の専決処分によるもの（平成 17 年 1 月 1 日施行）

下記について、合併協議会において、報酬額の設定を行い、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。よって、平成 16 年 12 月 31 日までの報酬については現町において、支払いを完了しておくこととする。（年額報酬の場合は、月割りで支払うこととする）

- ① 町議会議員（議長・副議長・議員）
- ② 町長・助役・収入役・教育長（職務執行者含む）
- ③ 各種行政委員会
選挙管理委員会・農業委員会・教育委員会・固定資産評価審査委員会
監査委員
- ④ その他附属機関等委員

駐在員・特別職報酬審議会・防災会議・国保運営協議会

選挙関係（選挙長、立会人他）・消防関係（団長他）

その他平成 17 年 1 月 1 日から引き続き設置する必要のある委員会

なお、上記の委員会で、平成 17 年 4 月 1 日より統合調整する場合は、平成 17 年 3 月 31 日までは現在の 3 町の委員が、引き続き在任することとする。

○年額支給基準委員（例）

・交通安全指導員 ・保育園医・同歯科医 ・幼稚園医

・学校医・同歯科医・同薬剤師

・体育指導委員

2.3 月の定例町議会において、条例制定するもの（平成 17 年 4 月 1 日施行）

平成 17 年度当初より設置の必要な委員会については、特別職報酬審議会を開催し、その後、3 月の定例町議会において、条例制定を行い平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

特別職の報酬の設定一覧（案）

区分	機関名・職名			基準	白石町	福富町	有明町	3町平均額	基準	新町	県内同規模	類似団体	設定根拠
常勤特別職	町	長	月額		821,100	791,000	788,000	800,030	月額	800,000	848,000	823,000	特別職の整備方針 1 による
	助	役	月額		673,700	649,000	647,000	656,560	月額	657,000	678,000	657,000	
	収入	役	月額		616,300	594,000	592,000	600,760	月額	601,000	629,000	622,000	
	教育	長	月額		568,800	546,000	549,000	554,600	月額	555,000	571,000	605,000	
職務執行者	町長職務執行者		月額						月額	800,000			新町町長に準じる
議会議員	議	長	月額		337,400	325,000	323,000	328,460	月額	328,000	381,000	332,000	特別職の整備方針 1 による
	副議	長	月額		284,900	270,000	268,000	274,300	月額	274,000	296,000	279,000	
	議	員	月額		262,200	253,000	251,000	255,400	月額	255,000	271,000	260,000	
行政委員会委員	監査委員	識見	年額		356,100	268,000	270,200	298,100	年額	405,000	441,000	795,600	特別職の整備方針 2 による ・3町平均額と県内同規模の報酬額に差異があり、県内同規模の（識見/議会）の比率で設定
		議会	年額		324,500	226,000	232,000	260,830	年額	261,000	284,000	370,800	特別職の整備方針 1 による
	選挙管理委員会	委員長	年額		125,700	92,000	93,800	103,830	年額	104,000	77,500	6,400	特別職の整備方針 1 による
		委員	年額		90,700	72,000	77,300	80,000	年額	80,000	62,000	6,400	
		農業委員会	会長	年額		359,100	297,000	314,500	323,530	年額	324,000	257,800	
	代理		年額		232,500	221,000	231,000	228,160	年額	228,000	187,200	280,000	
	委員		年額		218,600	194,000	193,800	202,130	年額	202,000	156,400	263,000	
	教育委員会	委員長	年額		332,400	235,000	238,200	268,530	年額	269,000	257,800	309,000	
		代理	年額		232,500	188,000	193,800	204,760	年額	205,000	171,500	264,000	
		委員	年額		217,600	188,000	189,700	198,430	年額	198,000	171,500	253,000	
	固定資産評価審査委員会	委員長	日額		7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	6,400	
		委員	日額		7,400	6,100	5,900	6,460	日額	6,000	4,000	6,400	

※ の部分は、日額報酬となっています。